

第10次奈良県交通安全計画の概要について

- ◆計画期間 平成28年度から平成32年度までの5年間
- ◆基本的な考え方 交通安全計画は、人優先の交通安全思想の下、交通事故による死者数及び死傷者数を過去最悪であった時と比べて減少させるなど見るべき成果を上げてきた。
しかし、依然として交通事故件数が高い水準で推移していることから、より高い目標を掲げ、今後、一層の交通事故の抑止を図っていく。

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通の安全についての目標

- 平成32年までに、交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（25人以下を目途）
- 平成32年までに、交通事故死傷者数を4,500人以下に減少させる

第2節 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

(1) 交通事故による被害を減らすために重点的に対応すべき対象

① 高齢者及び子供の安全確保

- 高齢者が安全かつ安心して外出等できる交通社会の形成
- 安心して子供を産み、育てることができる社会の実現

② 歩行者及び自転車の安全確保

- 通学路、生活道路、市街地の幹線道路等の整備等による歩行者空間の確保
- 自転車の走行空間の確保
- 自転車利用者に対する交通安全教育の充実
- 自動車等運転者の歩行者と自転車に対する保護意識の高揚

③ 生活道路における安全確保

- 生活道路を対象として自動車の速度抑制を図る
- 幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止する

(2) 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

① 先端技術の活用促進

運転者のミスによる事故を未然に防ぐため新たな技術を活用

② 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進

発生地域、場所、形態等を分析し、よりきめ細かな対策を実施

③ 地域ぐるみの交通安全対策の推進

地域住民に交通安全を自らの問題として参加してもらうなど意識を醸成

2 講じようとする施策

(1) 道路交通環境の整備

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分離
- 交通安全施設等の整備事業の推進
- 効果的な交通規制の推進 等

(2) 交通安全思想の普及徹底

- 幼児から高齢者に至るまで段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 交通安全運動等交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 反射材用品等の普及促進 等

(3) 安全運転の確保

- 高齢運転者対策
 - ・ 高齢者に対する教育の充実
 - ・ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用
 - ・ 高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備 等
- 取消処分者講習等運転者に対する再教育等の充実
- 映像記録型ドライブレコーダーの普及 等

(4) 車両の安全性の確保

- 自動車の検査及び点検整備の充実
- 自転車の安全性の確保（損害賠償責任保険等への加入を促進） 等

(5) 道路交通秩序の維持

- 交通事故抑止に資する指導取締りの推進
- 自転車利用者に対する指導取締りの推進
- 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進
- 暴走族等対策の推進 等

(6) 救助・救急活動の充実

- 救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図る
- 自動体外式除細動器の使用等心肺蘇生等の応急手当の普及啓発活動の推進
- 緊急通報システムの拡充及び現場急行支援システムの整備 等

(7) 被害者支援の充実と推進

- 交通事故に関する相談を受けられる機会を充実
- 自転車利用者に対して損害賠償責任保険等への加入を促進

(8) 調査研究の充実

- 高齢者の交通事故防止に関する調査研究の推進
- データベースによる道路交通事故原因の調査研究の充実

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通の安全についての目標

- 乗客の死者数ゼロを継続することを目指す
- 運転事故全体の死者数の減少を目指す

第2節 鉄道交通の安全についての対策

1 今後の鉄道交通安全対策を考える視点

(1) 重大な列車事故の未然防止

ひとたび列車の衝突や脱線等の事故が発生すれば、多数の死傷者を生ずるおそれがあることから、一層安全な鉄道輸送を目指し、各施策を推進する。

(2) 利用者等の関係する事故の防止

運転事故全体の約9割を、人身障害事故（ホームでの接触事故等）と踏切障害事故が占める。

近年、その死者数はほぼ横ばいであることから、この種事故を防止するため、効果的な対策を講ずる。

2 講じようとする施策

(1) 鉄道交通環境の整備

- 鉄道施設等の安全性の向上
- 運転保安設備等の整備
 - ・速度制限機能付きATS、運転士異常時列車停止装置等の整備等

(2) 鉄道交通の安全に関する知識の普及

- 鉄道の安全に関する正しい知識の浸透
 - ・鉄道利用者に対するホームにおける「ながら歩き」の危険性の周知
 - ・酔客に対する事故防止のための注意喚起
 - ・踏切事故防止キャンペーンの実施 等

(3) 鉄道の安全な運行の確保

- 運転士の資質の保持
- 安全上のトラブル情報の共有・活用
- 鉄道交通に影響を及ぼす気象情報等の充実
- 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 等

(4) 鉄道車両の安全性の確保

- 鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を、発生した事故や科学技術の進歩をふまえつつ、見直し

(5) 救助・救急活動の充実

- 重大事故発生時の迅速・的確な避難誘導、救助・救急活動の実施
 - ・主要駅における防災訓練の充実
 - ・鉄道事業者と消防機関、医療機関等との連携・協力体制の強化 等

(6) 被害者支援の推進

- 外部の関係機関とのネットワークの構築
 - ・被害者支援団体、事業者、自治体等関係機関における役割分担及び連携
- 公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催
- 公共交通事業者による被害者等支援計画作成の促進 等

(7) 鉄道事故等の原因究明と再発防止

- 鉄道事故の調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実
- 鉄道事故等の原因究明を行うための調査手法に関する研究の深化
 - ・過去の事故調査で得られたノウハウや各種分析技術等の活用 等

(8) 研究開発及び調査研究の充実

- 鉄道の安全性向上に関する研究開発及び調査研究の推進

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道における交通の安全についての目標

- 踏切事故件数ゼロを目指す

第2節 踏切道における交通安全の対策

1 踏切道における交通安全対策を考える視点

- **それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進**

ひとたび踏切事故が発生すると、多数の死傷者を生ずるおそれがあること、交通規制、統廃合等の対策を実施すべき踏切道がなお残されている現状にあることなどから、それぞれの踏切の状況等を勘案しつつ、より効果的対策を総合的かつ積極的に推進する。

2 講じようとする施策

- (1) **踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進**
 - 「開かずの踏切」等の対策
 - ・ 立体交差化等により除去を促進
 - ・ 立体交差化までに時間のかかるものは、歩道拡幅等構造の改良、歩道橋の設置を促進 等
- (2) **踏切保安設備の整備及び交通規制の実施**
 - 踏切遮断機の整備
 - 警報時間制御装置の整備（踏切遮断時間の短縮）
 - 事故防止効果の高い踏切保安設備の整備（障害物検知装置、大型遮断装置等）
 - 高齢者等の歩行者対策（全方位型警報装置、非常押ボタンの整備等）
 - 道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、う回路の状況等を勘案し、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施 等
- (3) **踏切道の統廃合の促進**
 - 地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められる踏切道の統廃合の推進
- (4) **その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置**
 - 踏切道予告標、踏切信号、歩行者等のための横断歩道橋等の設置
 - 車両等の踏切通行時の違反行為に対する指導取締り
 - 踏切支障時における非常ボタンの操作等緊急措置の周知徹底
 - 学校、自動車教習所等における踏切の通過方法の教育の推進 等